ｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚｚ

　杵築市では、定住促進のため市内で居住用住宅を取得（新築、購入）された方に対して、定住補助金の制度があります。

　杵築市内に住宅を建てる方、購入する方は、ぜひご相談ください。

**補助金の種類**

①　県外からの転入者（移住者）で、居住用住宅の取得をする場合。

②　県内からの転入者で、居住用住宅の取得をする場合。

③　市内にお住まいの方で、居住用住宅の取得をする場合。

※移住者とは、転入の日の前５年以上大分県に住所を有していない方のこと。

※転入者とは、転入の日の前５年以上杵築市に住所を有していない方のこと。

**補助金の額**

[](http://www.google.co.jp/imgres?hl=ja&biw=1366&bih=586&tbm=isch&tbnid=TGH-Z6FWDyQddM:&imgrefurl=http://kids.wanpug.com/illust159.html&docid=yL2ZFurSs6QJ3M&imgurl=http://kids.wanpug.com/illust/illust1641.png&w=1211&h=788&ei=Hsw2UZqEL4iElQW7lICQDw&zoom=1&iact=hc&vpx=342&vpy=143&dur=1810&hovh=181&hovw=278&tx=190&ty=116&page=2&tbnh=138&tbnw=212&start=23&ndsp=31&ved=1t:429,r:33,s:0,i:181)

①　２０万円（※子育て世帯は３０万円）

②　１５万円（※子育て世帯は２０万円）

③　１０万円（※子育て世帯は１５万円）

※子育て世帯とは、１８歳未満の子どもがいる世帯のこと。

**申請期限**

移住者：住宅取得の契約日の属する年度の翌年度末までで、転入から１年以内

転入者：住宅取得の契約日の属する年度の翌年度末までで、転入から１年以内

市内居住者：住宅取得の契約日の属する年度の翌年度末まで

**申請に必要なもの**

・定住促進補助金交付申請書（HPからダウンロードできます。）

・住宅の売買契約書または建築請負契約書の写し

・建物の登記事項証明書（全部事項証明書）

・世帯全員の杵築市の住民票

・世帯全員（20才以上）の、市町村民税等に滞納がないことを証明できる書類　　　例（完納証明書、納税証明書等、非課税の方は非課税証明等）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※市町村によって名称が異なります。

※前住所地の市町村で取得してください。

・世帯全員の戸籍の附表（市外・県外からの転入者のみ）

　※本籍地の市町村で取得できます。

**申請できない場合**

・自己の住宅の建て替えとみなす場合

・公共事業等による住宅移転の場合

・中古住宅を購入する場合、住宅の所有者と３親等以内の親族である場合

**制度をご利用される場合には、事前にご相談ください。**

お問い合わせ先：杵築市役所　協働のまちづくり課

電話：0978-62-1814　（直通）

メール：machidukuri@city.kitsuki.lg.jp